

平成 2 9 年 7 月

南大隅町農業委員会
定例総会 議事録

平成 29 年 7 月 18 日 (火曜日)

平成29年7月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成29年7月18日(火曜日) 午後3時30分～午後4時30分

2 開催場所 南大隅町本庁 会議室

3 (1) 出席委員(18人)

会 長	3番	橋 口 初 男
委 員	1番	徳 留 徳 次
〃	2番	有 川 四 男
〃	5番	田 淵 哲 朗
〃	6番	横 原 洋 伸
〃	7番	半 田 太 志
〃	8番	瀬 崎 寅 蔵
〃	9番	松 山 和 子
〃	10番	愛 甲 博
〃	11番	田 中 秀 実
〃	12番	溝 田 耕 一
〃	13番	野 村 博 己
〃	14番	武 田 栄 一 郎
〃	15番	持 留 志 保 子
〃	16番	松 山 正 広
〃	17番	富 田 良 成
〃	18番	竹 之 内 勝 男
〃	19番	溝 端 正 次

4 農業委員会事務局職員

事務局長 川元 俊朗
事務局主幹 戸島 和則
事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第121号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第122号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第123号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

6 会議の概要

議長： ただいまから、平成 29 年 7 月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。
本日の定例会の出席委員は 18 名です。全員出席ですので、総会は成立しております。
次に、南大隅町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項に規定する議事録署名委員の指名
ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、5 番の田淵委員と 6 番の横原委員の両名を指名します。
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長： 次に、日程第 2 の議案の上程に入ります。
議案第 121 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。
許可申請は 3 件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 今月の農地法第 3 条の許可申請、3 件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第 121 号 受付番号 1 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお
願います。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

14 番： はい。11 番、田中です。

議長： 田中委員。

14 番： 7 月 13 日に譲受人である〇〇さんの立会いの下、現地調査を行いました。本案件は、
平成 27 年 5 月に売買希望ということで、あっせん申出があった土地ですが、裁判所の
指示等もあり、通常とは違ったケースの申請となっております。元の所有者の〇〇氏が
亡くなられて、その後、相続管理人ということで法律事務所の方が入られているよう
でしたが、田んぼと畑の面積が狭かったりして平成 27 年 5 月のあっせん申出ではなかな
か決まらずに、そのままになっておりました。今般、先方から無償で譲り受けていた
だけの方を探していただきたいとの希望もありましたので、地元の〇〇集落その他、現在、
小作人がいらっしゃいますので、隣接で耕作されている方にも話しをしましたが、ど
なたも要らないということだったので、〇〇さんが最近、この近隣で熱帯果樹を相当植
えられていることから、そこに話しを持っていきましたら、何とかしようということ
になりました。現地の方は、〇〇番〇〇、〇〇は、現在、杉・雑木がかなり生い茂って
おり、農地としてはかなり厳しいのかなと思われるような状況です。しかし、〇〇
さんの方が近隣で遊休農地を開墾して熱帯果樹を栽培している実績もあり、本人に
確認しましたところ、挑戦してみようか、ということだったので、3 条として認めら
れると思われまして、それから、〇〇番は、田んぼですが、〇〇集落の中にあ
りますが、現在、小作人の方が早期水稻を植え付けられており、それを収穫後、
〇〇さんの方でインゲン、春バレイシヨの作付けを計画されており、今回の許
可については、何ら問題ないものと思われまして。

以上です。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

事務局： よろしいでしょうか。

議 長： はい。事務局。

事務局： 補足ということではないのですが、先ほど、田中委員からありましたとおり、この案件については、一昨年の平成 27 年 5 月にあっせん申出がありまして、審議いただいている農地です。今回、〇〇市にあります〇〇法律事務所からの依頼によりまして、あっせんを取り消したうえ、3 条をとということで申請が提出されたものです。これに至った経緯としましては、裁判所の方で、あっせん売買で許可を出しなさい、ということだったみたいですが、〇〇法律事務所の方が、どうしてもあっせんでは買い手が見つからないということになり、裁判所に相談したところ、無償でも処分という許可を頂いたうえで今回、〇〇さんへの申請となったところであります。

議 長： ありがとうございます。

議 長： 他にありませんか。

5 番： よろしいでしょうか。

議 長： はい。田淵委員。

5 番： 無償でということを出てきているわけですが、こうした場合、名義は書き換えられるのでしょうか。

事務局： よろしいでしょうか。

議 長： はい。事務局。

事務局： 法律事務所兼司法書士事務所、行政書士事務所となっておりますので、名義変更については何ら支障なく手続きがされると思われれます。

18 番： いいですか。

議 長： はい。竹之内委員。

18 番： 竹之内ですが、その費用はどちらが負担するのでしょうか。

事務局： よろしいでしょうか。

議 長： はい。事務局。

事務局： 費用の話しについて、少し話しをお聞きしましたが、若干ですが〇〇さんの方が支払

いをしなければならないような感じでした。いくらというのは聞いておりません。

11番： 補足としまして、〇〇さん自身が農地を購入されておまして、元々何をされていたかは存じておりませんが、法律関係についてはそこそこ分かってらっしゃって、今までの売買についても名義変更は自分でされておられます。だから、司法書士とかは入っていないので、手数料などは全く発生しておらず、印紙代のみで名義を代えられているので、今回の件に関しても微々たるものではないかと思えます。

議長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第121号 受付番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第121号 受付番号1番は許可することに決定いたします。

議長： 次に、議案第121号 受付番号2番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 7ページをお開きください。

(議案第121号 受付番号2番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

9番： はい。9番、松山です。

議長： 松山委員。

9番： 7月14日の日に、譲受人と連絡は取れたのですが、仕事の関係で立会いができないということだったので、現地をお聞きし、調査をしてきました。現地は、〇〇自治会のほぼ中程にあって、〇〇さん宅のすぐ北側にあります。状況としましては、雑草が茂っており、自治会内にあるということで、譲渡人である〇〇さんの方へよく苦情があり、何度かは自治会の方で草払いを行っていたとのことでした。調査に意見としまして、自治会内にあるために自治会で草払いをしておりましたが、住民の方々も少なくなり、自治会長でもある譲受人の〇〇さんが譲渡人に連絡をしたところ、無償で〇〇さんに譲渡するので、何とかしていただきたいとのことでした。今は雑草が茂っておりますので、今後は〇〇さんが果樹を植えて管理をするということだったので、何ら問題はないと思われまます。よろしくお願ひします。

議長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

議 長： 地図上は、非常に広く見えるが。

9 番： 地図では広く見えますが、500㎡ほどということだったのですが、半分から道路側の方は菜園をされておりまして。残りの半分程度は、木が生い茂っていましたが、ここまで、ということは現地ではよく分かりました。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 121 号 受付番号 2 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 121 号 受付番号 2 番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第 121 号 受付番号 3 番について事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 9 ページをお開きください。

(議案第 121 号 受付番号 3 番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

5 番： 5 番、田淵です。

議 長： 田淵委員。

5 番： 7 月 14 日に譲渡人と譲受人、これは〇〇と〇〇とは親子ですけれども、3 人で現地調査をしました。全部で筆数が 22 筆あります。田が 9 筆と畑が 13 筆ですが、このうち田 2 筆と畑 2 筆は中間管理機構と賃貸借がなされておりまして、台帳と現況はここに記載されているとおり全て一致しておりまして、荒地はありませんでした。全部耕作してあります。1 筆ごとに説明はしづらいですが、親子関係ですから〇〇さんと〇〇さんは、今までも一緒に畜産、稲作を経営されておりまして、譲渡人の〇〇さんが高齢となったために息子の〇〇さんへ所有権移転とされるものであり、特に問題になることはないと思います。以上です。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

事務局： よろしいでしょうか。

議 長： 事務局、どうぞ。

事務局： 申請書をお持ちいただいた際に、贈与税の関係の話しをさせていただいたところです。どうしても、〇〇さん自身が存命のうちに息子に譲りたい、ということで、多少、贈与税が発生しても仕方ないと本人も申しあげられましたので、申請を受付けたところです。それと、あと2筆ほど〇〇さんが管理されている農地がございますが、それについては名義変更が出来ない土地もありまして、2筆ほどは残りますが、それ以外は全て息子の〇〇さんに所有権移転をすることになっております。

議 長： 補足でございましたが、何かございませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第121号 受付番号3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第121号 受付番号3番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に、議案第122号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は1件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 今月の農地法第5条の許可申請、1件でございます。議案書をもとに説明します。

(議案第122号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

1 番： はい。

議 長： 1番、徳留委員。

1 番： 7月14日午前9時より、私と橋口会長、野村委員、事務局2名の5名で現地を調査しました。現地は、〇〇から小道を南側へ約50m入ったところにあります。状況として、先ほど説明があったように家庭菜園をされていて、様々な野菜が植えてありました。住宅に囲まれた自分の屋敷のようなところで、駐車場及び車庫を造るということでした。譲渡人も〇〇に在住しており、帰ってくる意思もないとのことでしたので、今回の件については何ら問題はないものと考えます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

事務局： はい。

議 長： 事務局。

事務局： 補足説明ですが、15 ページになります。施設配置図が添付されていると思いますが、その中の車庫、斜線が引いてある部分ですが、ここに車庫を建設した場合、車庫の裏側の利用について、後々の利用計画が必要になることを説明し、分筆をする必要が生じる場合があります。と、そのため、現在の車庫の部分を実西側に移動しまして、手前にも駐車場を設置する考え方ではどうですか。という提案をさせていただきました。車庫は2台しか収まらないものだと思いますが、他に2台プラス町外に息子さんがいらっしゃって、その方も頻繁に帰って来られるということをお聞きしておりましたので、西側に車庫を建設し、東側を駐車場にしておいた方が、良いのではないかと話したところ、本人も変更するとのことで、施設配置計画図については、そのように修正をしてください。と回答を得ておりますので、許可申請をする際には、そのような施設配置図で提出したいと思います。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
ご意見等ありませんか。

議 長： ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 122 号 受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 122 号 受付番号 1 番は許可相当として県知事に意見を送付します。

議 長： 次に、議案第 123 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 20 ページの議案第 123 号の議案書をご覧ください。
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 123 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしく申し上げます。

議 長： これより質疑に入りますが、受付番号〇番に〇番、〇〇委員に関する議題の提出がございません。

よって、南大隅町農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限により退席をいたします。

(〇〇委員 退席)

議 長： これより、質疑に入ります。ご意見等ございませんか。

議 長： よろしいですか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 123 号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 123 号は承認することに決定いたしましたので、町長に意見を送付いたします。

(〇〇委員 着席)

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、事務局か発言があれば挙手をお願いします。

事務局： よろしいでしょうか。

①行事予定について

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、平成 29 年 7 月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員